

公益社団法人北海道家畜畜産物衛生指導協会給与規程

昭和56年5月15日制定
昭和62年4月1日改正
平成5年4月1日改正
平成24年4月1日改正
平成26年12月9日改正
平成28年12月8日改正
平成31年4月1日改正
令和元年12月10日改正

(総則)

第1条 この規程は、公益社団法人北海道家畜畜産物衛生指導協会（以下「協会」という。）就業規則第25条に基づき、職員の給与について定めるものである。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は月給制とし、それぞれ次に掲げる区分により支給する。

(1) 基本給

(2) 手当

該当する職員には、次の手当を支給する。

① 月例手当

- | | |
|---------------|---------|
| ア 扶養手当 | エ 調整手当 |
| イ 通勤手当 | オ 職務手当 |
| ウ 超過勤務・休日勤務手当 | カ 管理職手当 |

② その他の手当は、次のとおり支給する。

- | | |
|--------|-----|
| ア 夏期手当 | 6月 |
| イ 冬期手当 | 12月 |
| ウ 期末手当 | 3月 |
| エ 燃料手当 | 9月 |

(基本給)

第3条 基本給月額、本規程に基づき会長が決定する。

2 基本給月額は、別表1のとおりとする。

3 基本給月額の昇給は、満55歳に達する年度末をもって停止する。

(初任給)

第4条 初任給は、技能経験、年齢、学識等を勘案し、会長が決定する。

(給与改定)

第5条 給与の改定は、協会の業績、人事院勧告等の社会情勢等を勘案し、原則年1回、会長が決定する。

(扶養手当)

第6条 扶養手当は、毎月1日現在に扶養親族のある職員に対して支給する。

2 扶養親族とは、次に掲げるもので、他に生計の途がなく、主として職員の扶養を受けている者で、会長が認めた者とする。

(1) 配偶者

(2) 満18歳未満の子（就学者は満22歳に達する年度末まで）

(3) 満65歳以上の父母及び祖父母

(4) 心身に重大な障害のある子（終身労務に服することができない程度である者）

3 扶養手当の月額は、北海道の支給額に準じた額とする。

4 扶養親族に異動があった場合は、直ちに協会あて届け出なければならない。

5 扶養手当は、業務上の負傷又は疾病による休職中の者についても支給する。

6 扶養手当を受給しようとする者は、扶養親族認定申請書に戸籍証明書、在学証明書等事実を証する書類を提出し、会長の認定を受けなければならない。

(通勤手当)

第7条 通勤手当は、通勤のため公共交通機関を利用することを常態の職員に、通勤の実費を支給する。

(超過勤務・休日勤務手当)

第8条 超過勤務・休日勤務手当は、就業規則第11条に定めるところにより、勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に対し支給する。

2 超過勤務・休日勤務手当の額は、次により算出した額とする。

(1) 超過勤務（午後10時まで）

基本給 ÷ (当該年度所定労働時間 ÷ 12) × 勤務時間 × 1.25

(2) 超過勤務（午後10時より翌朝5時まで）

基本給 ÷ (当該年度所定労働時間 ÷ 12) × 勤務時間 × 1.50

(3) 休日勤務（午後10時まで）

基本給 ÷ (当該年度所定労働時間 ÷ 12) × 勤務時間 × 1.50

(4) 休日勤務（午後10時より翌朝5時まで）

基本給 ÷ (当該年度所定労働時間 ÷ 12) × 勤務時間 × 1.60

(5) 代休を取得した時間部分（一日当たり）

基本給 ÷ (当該年度所定労働時間 ÷ 12) × 7時間 × 0.50

3 超過勤務の時間が一箇月について60時間を超えた場合は、その超えた時間の勤務については、前項第1号中「1.25」とあるのは「1.50」と、同項第2号中「1.50」とあるのは「1.75」とする。

(調整手当・職務手当)

第9条 調整手当・職務手当は、会長が定める額を支給することができる。

(管理職手当)

第10条 管理職手当は、監督又は管理の地位にある職員（以下、「管理職員」という。）に対して支給する。

- 2 管理職手当の額は、月5万円を超えない範囲で会長が定める額とする。
- 3 管理職員については、第8条の規定は適用しない。
- 4 第2項の規定に関わらず、管理職員が臨時若しくは緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日に勤務した場合又は災害への対処その他の臨時若しくは緊急の必要により休日以外の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合は、同項の規定による額に第8条第2項第3号の規定に準じて計算した額（第12条において「加算額」という。）を加算した額を管理職手当として支給することができる。

(控除)

第11条 給与は、租税公課・法定福利掛金の個人負担金及びこれらに準ずるものを控除した金額を支払うものとする。

(給与の支給日)

第12条 給与の計算期間は、毎月1日より末日までとし、支給日は当月の21日（その日が協会の休日に当たるときは、その前日、以下順次繰り上げ）とする。

- 2 超過勤務手当・休日勤務手当及び加算額の計算期間は、毎月末日を締切日とし、翌月の給与支給日に支給する。

(給与の支給方法)

第13条 給与は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むこともできる。

(その他の手当)

第14条 夏期手当・冬期手当・期末手当・燃料手当の額は、職員の勤怠実績、勤務成果及び協会の財政状況を勘案し、会長が決定する。

- 2 前項手当の支給対象者は、支給対象期間の全て、若しくは一部に在籍し、手当の支給日現在に在籍する者に支給する。
- 3 前各項にかかわらず、協会の業績、社会情勢等やむを得ない事由があるときは、支給時期を延期し、又は減額し、又は支給しないことがある。

(退職金)

第15条 勤続期間が1年以上の正職員又は嘱託職員が次の各号に該当したときは、退職金を支給する。

- (1) 定年により退職したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 協会の都合により退職したとき

- (4) 職員の都合により退職したとき
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号の一に該当した場合、退職金の一部を減額、又は全額を支給しない。なお、既に退職金が支給されている場合は、その全部又は一部の返還を請求できる。
 - (1) 懲戒解雇されたとき
 - (2) 退職後において、在籍中の行為に懲戒解雇に相当する行為が発覚したとき
 - 3 退職金は、退職日以降1カ月以内に、給与の支払い方法に準じて支給するものとする。
 - 4 職員が死亡した場合の退職金は、労働基準法施行規則第42条から第45条までの定めるところに従って支払う。

(退職金の支給基準)

- 第16条 退職金の額は、退職時の基本給に別表2（正職員）、別表3（嘱託職員）に定める勤続年数に応じた支給率を乗じて得た金額とする。
- 2 協会の都合により退職した者、又は業務上の傷病、若しくは死亡により退職した者に対する退職金は、前項の規定により算定した金額に1.2を乗じて得た金額とする。
 - 3 勤続年数は、採用の月から起算し、退職した月をもって終わるものとする。

(嘱託職員の手当)

- 第17条 嘱託職員には、通勤手当及び超過勤務・休日勤務手当以外の手当は支給しない。ただし、会長が特に認めたときは、この限りでない。

(臨時職員の手当)

- 第18条 臨時職員には、通勤手当及び超過勤務・休日勤務手当以外の手当は支給しない。ただし、会長が特に認めたときは、この限りでない。

附則

- この規程は、平成24年4月1日より施行する。
この規程は、平成26年12月9日より施行する。
この規程は、平成28年12月8日より施行する。

改正附則（平成30年12月5日）

- この規程は、平成31年4月1日より施行する。

改正附則（令和元年12月10日）

- この規程は、令和元年12月10日より施行する。

別表 1

基本給月額表

(単位:円)

職務の級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	198,300	181,000	165,700	135,900
2	206,600	189,100	173,300	142,900
3	214,600	197,200	180,900	149,800
4	223,400	205,200	188,900	156,800
5	231,900	213,300	196,900	164,000
6	240,300	221,200	204,800	171,100
7	248,500	229,000	212,600	178,000
8	257,200	236,600	220,200	184,900
9	265,900	244,200	227,500	190,600
10	274,800	251,800	234,800	196,200
11	283,600	259,400	242,000	201,700
12	292,400	266,800	249,200	207,000
13	301,100	273,800	256,000	212,300
14	309,200	280,700	262,800	217,100
15	316,700	286,400	268,800	221,700
16	322,900	291,600	274,700	226,300
17	328,600	296,400	279,000	230,600
18	332,600	300,200	282,700	234,100
19	336,500	303,900	286,300	237,300
20	340,400	307,000	289,000	239,800
21	344,200	310,000	291,600	242,300
22	348,000	312,900	294,200	244,700
23	351,700	315,900	296,800	247,100
24	355,300	319,000	299,400	249,400
25	358,900	321,800	301,900	251,700

退職給与金支給率表(職員)

1.0	1.000	4.0	4.300	7.0	8.100	10.0	12.000	13.0	15.000	16.0	18.000	19.0	22.000	22.0	28.000	25.0	32.000	28.0	36.000
1	1.092	1	4.400	1	8.208	1	12.083	1	15.083	1	18.083	1	22.167	1	28.167	1	32.167	1	36.083
2	1.183	2	4.500	2	8.317	2	12.167	2	15.167	2	18.167	2	22.333	2	28.333	2	32.333	2	36.167
3	1.275	3	4.600	3	8.425	3	12.250	3	15.250	3	18.250	3	22.500	3	28.500	3	32.500	3	36.250
4	1.367	4	4.700	4	8.533	4	12.333	4	15.333	4	18.333	4	22.667	4	28.667	4	32.667	4	36.333
5	1.459	5	4.800	5	8.642	5	12.417	5	15.417	5	18.417	5	22.833	5	28.833	5	32.833	5	36.417
6	1.550	6	4.900	6	8.750	6	12.500	6	15.500	6	18.500	6	23.000	6	29.000	6	33.000	6	36.500
7	1.642	7	5.000	7	8.858	7	12.583	7	15.583	7	18.583	7	23.167	7	29.167	7	33.167	7	36.583
8	1.734	8	5.100	8	8.966	8	12.667	8	15.667	8	18.667	8	23.333	8	29.333	8	33.333	8	36.667
9	1.825	9	5.200	9	9.075	9	12.750	9	15.750	9	18.750	9	23.500	9	29.500	9	33.500	9	36.750
10	1.917	10	5.300	10	9.183	10	12.833	10	15.833	10	18.833	10	23.667	10	29.667	10	33.667	10	36.833
11	2.009	11	5.400	11	9.291	11	12.917	11	15.917	11	18.917	11	23.833	11	29.833	11	33.833	11	36.917
2.0	2.100	5.0	5.500	8.0	9.400	11.0	13.000	14.0	16.000	17.0	19.000	20.0	24.000	23.0	30.000	26.0	34.000	29.0	37.000
1	2.192	1	5.608	1	9.508	1	13.083	1	16.083	1	19.083	1	24.167	1	30.083	1	34.083	1	37.083
2	2.283	2	5.717	2	9.617	2	13.167	2	16.167	2	19.167	2	24.333	2	30.167	2	34.167	2	37.167
3	2.375	3	5.825	3	9.725	3	13.250	3	16.250	3	19.250	3	24.500	3	30.250	3	34.250	3	37.250
4	2.467	4	5.933	4	9.833	4	13.333	4	16.333	4	19.333	4	24.667	4	30.333	4	34.333	4	37.333
5	2.559	5	6.042	5	9.942	5	13.417	5	16.417	5	19.417	5	24.833	5	30.417	5	34.417	5	37.417
6	2.650	6	6.150	6	10.050	6	13.500	6	16.500	6	19.500	6	25.000	6	30.500	6	34.500	6	37.500
7	2.742	7	6.258	7	10.158	7	13.583	7	16.583	7	19.583	7	25.167	7	30.583	7	34.583	7	37.583
8	2.834	8	6.366	8	10.266	8	13.667	8	16.667	8	19.667	8	25.333	8	30.667	8	34.667	8	37.667
9	2.925	9	6.475	9	10.375	9	13.750	9	16.750	9	19.750	9	25.500	9	30.750	9	34.750	9	37.750
10	3.017	10	6.583	10	10.483	10	13.833	10	16.833	10	19.833	10	25.667	10	30.833	10	34.833	10	37.833
11	3.109	11	6.691	11	10.591	11	13.917	11	16.917	11	19.917	11	25.833	11	30.917	11	34.917	11	37.917
3.0	3.200	6.0	6.800	9.0	10.700	12.0	14.000	15.0	17.000	18.0	20.000	21.0	26.000	24.0	31.000	27.0	35.000	30.0	38.000
1	3.292	1	6.908	1	10.808	1	14.083	1	17.083	1	20.167	1	26.167	1	31.083	1	35.083	1	38.083
2	3.383	2	7.017	2	10.917	2	14.167	2	17.167	2	20.333	2	26.333	2	31.167	2	35.167	2	38.167
3	3.475	3	7.125	3	11.025	3	14.250	3	17.250	3	20.500	3	26.500	3	31.250	3	35.250	3	38.250
4	3.567	4	7.233	4	11.133	4	14.333	4	17.333	4	20.667	4	26.667	4	31.333	4	35.333	4	38.333
5	3.659	5	7.342	5	11.242	5	14.417	5	17.417	5	20.833	5	26.833	5	31.417	5	35.417	5	38.417
6	3.750	6	7.450	6	11.350	6	14.500	6	17.500	6	21.000	6	27.000	6	31.500	6	35.500	6	38.500
7	3.842	7	7.558	7	11.458	7	14.583	7	17.583	7	21.167	7	27.167	7	31.583	7	35.583	7	38.583
8	3.934	8	7.666	8	11.566	8	14.667	8	17.667	8	21.333	8	27.333	8	31.667	8	35.667	8	38.667
9	4.025	9	7.775	9	11.675	9	14.750	9	17.750	9	21.500	9	27.500	9	31.750	9	35.750	9	38.750
10	4.117	10	7.883	10	11.783	10	14.833	10	17.833	10	21.667	10	27.667	10	31.833	10	35.833	10	38.833
11	4.209	11	7.991	11	11.891	11	14.917	11	17.917	11	21.833	11	27.833	11	31.917	11	35.917	11	38.917

退職給与金支給率表(嘱託職員)

1.0	0.660	3.0	1.980	5.0	3.500	7.0	5.020	9.0	6.540	11.0	8.060	13.0	9.596	15.0	11.132	17.0	12.668	19.0	14.204	21.0	15.740	23.0	17.276	25.0	18.812	27.0	20.348	29.0	21.884
1	0.715	1	2.043	1	3.563	1	5.083	1	6.603	1	8.124	1	9.660	1	11.196	1	12.732	1	14.268	1	15.804	1	17.340	1	18.876	1	20.412	1	21.948
2	0.770	2	2.107	2	3.627	2	5.147	2	6.667	2	8.188	2	9.724	2	11.260	2	12.796	2	14.332	2	15.868	2	17.404	2	18.940	2	20.476	2	22.012
3	0.825	3	2.170	3	3.690	3	5.210	3	6.720	3	8.252	3	9.788	3	11.324	3	12.860	3	14.396	3	15.932	3	17.468	3	19.004	3	20.540	3	22.076
4	0.880	4	2.233	4	3.753	4	5.273	4	6.793	4	8.316	4	9.852	4	11.388	4	12.924	4	14.460	4	15.996	4	17.532	4	19.068	4	20.604	4	22.140
5	0.935	5	2.297	5	3.817	5	5.337	5	6.857	5	8.380	5	9.916	5	11.452	5	12.988	5	14.524	5	16.060	5	17.596	5	19.132	5	20.668	5	22.204
6	0.990	6	2.360	6	3.880	6	5.400	6	6.910	6	8.444	6	9.980	6	11.516	6	13.052	6	14.588	6	16.124	6	17.660	6	19.196	6	20.732	6	22.268
7	1.045	7	2.423	7	3.943	7	5.463	7	6.983	7	8.508	7	10.044	7	11.580	7	13.116	7	14.652	7	16.188	7	17.724	7	19.260	7	20.796	7	22.332
8	1.100	8	2.486	8	4.006	8	5.526	8	7.047	8	8.572	8	10.108	8	11.644	8	13.180	8	14.716	8	16.252	8	17.788	8	19.324	8	20.860	8	22.396
9	1.155	9	2.550	9	4.070	9	5.590	9	7.100	9	8.636	9	10.172	9	11.708	9	13.244	9	14.780	9	16.316	9	17.852	9	19.388	9	20.924	9	22.460
10	1.210	10	2.613	10	4.133	10	5.653	10	7.173	10	8.700	10	10.236	10	11.772	10	13.308	10	14.844	10	16.380	10	17.916	10	19.452	10	20.988	10	22.524
11	1.265	11	2.676	11	4.196	11	5.716	11	7.237	11	8.764	11	10.300	11	11.836	11	13.372	11	14.908	11	16.444	11	17.980	11	19.516	11	21.052	11	22.588
2.0	1.320	4.0	2.740	6.0	4.260	8.0	5.780	10.0	7.300	12.0	8.828	14.0	10.364	16.0	11.900	18.0	13.436	20.0	14.972	22.0	16.508	24.0	18.044	26.0	19.580	28.0	21.116	30.0	22.652
1	1.375	1	2.803	1	4.323	1	5.843	1	7.363	1	8.892	1	10.428	1	11.964	1	13.500	1	15.036	1	16.572	1	18.108	1	19.644	1	21.180	1	22.716
2	1.430	2	2.867	2	4.387	2	5.907	2	7.427	2	8.956	2	10.492	2	12.028	2	13.564	2	15.100	2	16.636	2	18.172	2	19.708	2	21.244	2	22.780
3	1.485	3	2.930	3	4.450	3	5.970	3	7.490	3	9.020	3	10.556	3	12.092	3	13.628	3	15.164	3	16.700	3	18.236	3	19.772	3	21.308	3	22.844
4	1.540	4	2.993	4	4.513	4	6.033	4	7.553	4	9.084	4	10.620	4	12.156	4	13.692	4	15.228	4	16.764	4	18.300	4	19.836	4	21.372	4	22.908
5	1.595	5	3.057	5	4.577	5	6.097	5	7.617	5	9.148	5	10.684	5	12.220	5	13.756	5	15.292	5	16.828	5	18.364	5	19.900	5	21.436	5	22.972
6	1.650	6	3.120	6	4.640	6	6.160	6	7.680	6	9.212	6	10.748	6	12.284	6	13.820	6	15.356	6	16.892	6	18.428	6	19.964	6	21.500	6	23.036
7	1.705	7	3.183	7	4.703	7	6.223	7	7.743	7	9.276	7	10.812	7	12.348	7	13.884	7	15.420	7	16.956	7	18.492	7	20.028	7	21.564	7	23.100
8	1.760	8	3.246	8	4.766	8	6.286	8	7.806	8	9.340	8	10.876	8	12.412	8	13.948	8	15.484	8	17.020	8	18.556	8	20.092	8	21.628	8	23.164
9	1.815	9	3.310	9	4.830	9	6.350	9	7.870	9	9.404	9	10.940	9	12.476	9	14.012	9	15.548	9	17.084	9	18.620	9	20.156	9	21.692	9	23.228
10	1.870	10	3.373	10	4.893	10	6.413	10	7.933	10	9.468	10	11.004	10	12.540	10	14.076	10	15.612	10	17.148	10	18.684	10	20.220	10	21.756	10	23.292
11	1.925	11	3.436	11	4.956	11	6.476	11	7.996	11	9.532	11	11.068	11	12.604	11	14.140	11	15.676	11	17.212	11	18.748	11	20.284	11	21.820	11	23.356